

書記会議規約

(名称)

第1条 この書記会議は、自治労福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条の決定に基づき設置し、自治労福島県本部書記会議（以下「書記会議」という。）という。

(構成)

第2条 この書記会議は県本部並びに加盟単組の書記局・福祉厚生施設で働く書記で構成する。

(目的)

第3条 この書記会議は、県本部規約・運動方針に基づき、県本部書記政策を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 書記の資質向上を目的とした教育・研修
- (2) 書記の組合員化、労働条件の調査・研究
- (3) 書記相互並びに県本部・単組役員との交流・親睦
- (4) その他必要なこと

(機関)

第5条 この書記会議に、次の機関をおき、必要に応じて議長が召集する。

- (1) 総会は年1回開催する。
- (2) 幹事会（役員会）は業務の執行にあたる。

(役員)

第6条 書記会議に次の役員をおき、任期は1年とする。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

第7条 役員は総会で選出し、県本部機関の承認を得るものとする。

(会計)

第8条 この書記会議の運営に要する経費は、県本部が負担するものとする。

(附則)

第9条 この規約は1975年10月12日より適用する。